

大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要について

1 大阪市PCB廃棄物処理計画の改定に係る背景

平成13年7月15日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成17年3月に策定し、大阪市域内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めてまいりました。

しかしながら、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、PCB特別措置法施行令の一部改正によりPCB廃棄物の処理期限が平成28年7月から平成39年3月に延長され、その後、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）において、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各PCB処理事業所における処理期限の延長等の変更が行われたことを受けまして、今般「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改定を行いました。

2 市計画の主な改定内容

(1) 処理期限の延長

廃棄物の種類	処分先	処理期限
高圧コンデンサ類、 高圧トランス類、 廃PCB等、 小型電気機器の一部 ^(※1)	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所	(計画的処理完了期限) 平成34年3月31日 (事業終了準備期間 ^(※2)) 平成37年3月31日
低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等 ^(※3)	平成39年3月31日

※1 処理基本計画の変更により、概ね3kg以上のコンデンサ等の小型電気機器が対象となる。

※2 事業終了準備期間：本計画策定時に処分見込量に含まれていない廃棄物の処理や、処理が容易でない機器の存在を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。

※3 環境大臣による無害化処理認定施設及び都道府県知事の許可施設。

(2) 処理体制

廃棄物の種類	処分先	計画的処理完了期限
安定器等・汚染物	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州PCB処理事業所	平成34年3月31日
ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田PCB処理事業所	平成35年3月31日
車載トランス、 特殊コンデンサの一部 (豊田、北海道事業エリア)	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所	平成34年3月31日

(3) 確実かつ適正な処理の推進のための取組

関係機関と連携して、PCB廃棄物及び未処理のPCB含有機器の掘り起こし調査を実施し、未処理事業者に対してPCB特別措置法の処理期限内に一日でも早く確実かつ適正な処理が行われるよう、必要な指導等を行う。

また、そのためにも、保管事業者等、処理事業者、国及び関係地方公共団体において、相互に協力する。